

第3期下野市国民健康保険データヘルス計画

第4期下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定しました

■問い合わせ先 市民課保険年金グループ ☎(32) 8895

国民健康保険データヘルス計画

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」と掲げられました。こうした背景を踏まえて策定した第2期データヘルス計画を見直し、被保険者の生活習慣病の発症予防と重症化予防、また疾患の早期発見及び介護予防による被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化を図ることを目的に、第3期計画を策定しました。

■策定基本方針

- ①潜在する課題を確認するため、疾病ごとの医療費比較、高額レセプトの発生状況や発生要因となる疾病の把握を行い、課題を明確にする
- ②被保険者の健康課題を抽出し、健康課題に対する個別保健事業により、被保険者の健康増進と医療費適正化を図り、PDCAサイクルを意識した継続的な事業を実施する
- ③計画には、実施事業に対する明確な目標を設定し効果的な実施方法を明示し、目標に対する客観的な効果測定が必要であることから、事業実施後の効果測定方法についても記載する

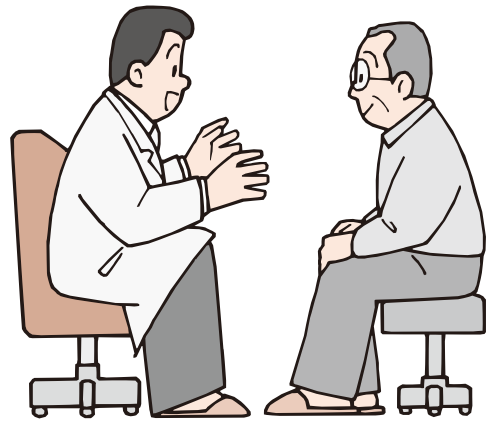
■計画期間

令和6年度～令和11年度(6か年)

■実施事業

第3期計画では、第2期計画の保健事業における分析結果を踏まえ、以下の事業の実施を予定しています。

- ・特定健康診査受診勧奨事業
- ・特定保健指導事業
- ・健診異常値放置者受診勧奨事業
- ・生活習慣病治療中断者受診勧奨事業
- ・ほか9事業



第4期下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定しました。糖尿病などの生活習慣病のもととなる内臓脂肪症候群の該当者や、その予備群を減らすことを目的として実施している特定健康診査・特定保健指導について、実施率や具体的な実施方法を定めるものです。

特定健康診査

下野市国民健康保険加入者で、実施年度に妊産婦その他厚生労働大臣が定めた方を除く40歳から74歳の方が対象です。

特定保健指導 特定健康診査の受診結果により、メタボリックシンドロームの該当者・予備群(動機付け支援、積極的支援)となる方が対象です。

■計画期間 令和6年度～令和11年度(6か年)

■計画の数値目標(令和11年度時点)

項目	目標値
特定健康診査の受診率	60.0%
特定保健指導の実施率	60.1%
メタボリックシンドロームの該当者・予備群	平成20年度と比較して25%減少

年に一度は特定健診を受けましょう

下野市国民健康保険被保険者の方に対し、生活習慣病の発症や重症化を予防するために、特定健康診査や特定保健指導を実施しています。

実施方法や予約方法は、広報しもつけ4月号の12・13ページ、5月号の20ページをご覧ください。